

各都道府県知事
各指定都市市長 殿
各中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童扶養手当法の一部を改正する法律について

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、生活上の様々な困難を抱えている方が多いことから、きめ細かな支援が必要である。

このため、政府においては、「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定。以下「プロジェクト」という。）を策定し、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実することとしており、特に経済的に厳しいひとり親家庭に対しては、児童扶養手当の第2子以降の加算額を増額することとしている。

このため、プロジェクトに基づき、「児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成28年法律第37号）」を、本年2月9日に第190回通常国会に提出し、本法律は5月2日に可決成立し、5月13日に公布された。その主たる内容は下記のとおりである。

この法律による児童扶養手当法の改正について、その趣旨を十分御理解の上、管内の市町村、関係機関等に周知を図るとともに、その施行に万全を期されたい。

また、施行に当たっては、プロジェクトの趣旨に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実するとともに、支援を必要とするひとり親家庭に行政の支援が確実につながるよう、努めていただきたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 改正の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上の様々な困難を抱えている。特に、子どもが2人以上のひとり親家庭においては、よ

り経済的に厳しい状況にある。

このため、児童扶養手当について、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとしたものである。

第2 概要

1 加算額の増額

児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等が2人以上である場合における加算額（以下単に「加算額」という。）について、第2子に係る加算額を月額5,000円から10,000円に、第3子以降の児童に係る加算額を月額3,000円から6,000円に増額すること。（第5条第2項関係）

2 加算額の物価スライド制の新設

加算額について、基本額と同様に全国消費者物価指数の変動に応じて改定する物価スライド制を新設すること。（第5条の2第2項関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成28年8月1日から施行すること。ただし、附則第3条の規定（政令への委任）は公布の日から施行すること。

2 経過措置

平成28年7月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例によるものとする。

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第4 留意事項

本改正について、広報誌等の活用を通じて新たに手当の支給対象となる者等に対し、改正の内容の周知が行われるよう格段の努力を払われたいこと。